

令和6年厚木市教育委員会第1回臨時会日程

日時 令和6年8月29日(木)

午後6時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 報告事項

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料1） |
| (2) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料2） |
| (3) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料3） |
| (4) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料4） |
| (5) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料5） |
| (6) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料6） |
| (7) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料7） |
| (8) 事務の臨時代理の報告について（動産の取得について（追認）（案）） | （資料8） |

4 閉会

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得した動産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 28,640,228円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市温水98
株式会社石村集文堂
代表取締役 石村 隆明 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	平成27年度の厚木市立小学校における学習 指導用に供するもの 教科書 2,588冊 指導書 1,764冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：平成27年3月13日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	株式会社石村集文堂	28,640,228円	決定 28,640,228円

※ 予定価格（消費税込み）は、28,640,228円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した動産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 28,371,664円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市中町2-5-3
有限会社内田屋書房
代表取締役 内田 喜康 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	平成27年度の厚木市立小学校における学習 指導用に供するもの 教科書 2,565冊 指導書 1,749冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：平成27年3月13日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	有限会社内田屋書房	28,371,664円	決定 28,371,664円

※ 予定価格（消費税込み）は、28,371,664円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得した動産 | 小学校及び中学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 21,401,333円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市温水98
株式会社石村集文堂
代表取締役 石村 隆明 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	平成28年度の厚木市立小学校及び中学校における学習指導用に供するもの 小学校教科書 245冊 小学校指導書 193冊 中学校教科書 686冊 中学校指導書 681冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：平成28年3月15日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	株式会社石村集文堂	21,401,333円	決定 21,401,333円

※ 予定価格（消費税込み）は、21,401,333円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- 1 取得した動産 小学校及び中学校教師用教科書及び指導書
- 2 取得金額 30,223,730円
- 3 契約の相手方 厚木市温水98
株式会社石村集文堂
代表取締役 石村 哲也 様

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	令和2年度の厚木市立小学校及び中学校における学習指導用に供するもの 小学校教科書 2,531冊 小学校指導書 1,631冊 中学校教科書 10冊 中学校指導書 2冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和2年3月23日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	株式会社石村集文堂	30,223,730円	決定 30,223,730円

※ 予定価格（消費税込み）は、30,223,730円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した動産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 29,818,386円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市中町2-5-3
有限会社内田屋書房
代表取締役 内田 喜貴 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	令和2年度の厚木市立小学校における学習 指導用に供するもの 教科書 2,068冊 指導書 1,634冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和2年3月23日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	有限会社内田屋書房	29,818,386円	決定 29,818,386円

※ 予定価格（消費税込み）は、29,818,386円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得した動産 | 小学校及び中学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 23,443,034円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市温水98
株式会社石村集文堂
代表取締役 石村 哲也 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	令和3年度の厚木市立小学校及び中学校における学習指導用に供するもの 小学校教科書 224冊 小学校指導書 309冊 中学校教科書 1,131冊 中学校指導書 709冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和3年3月23日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	株式会社石村集文堂	23,443,034円	決定 23,443,034円

※ 予定価格（消費税込み）は、23,443,034円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- 1 取得した動産 小学校及び中学校教師用教科書及び指導書
- 2 取得金額 30,703,386円
- 3 契約の相手方 厚木市温水98
株式会社石村集文堂
代表取締役 石村 哲也 様

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	令和6年度の厚木市立小学校及び中学校における学習指導用に供するもの 小学校教科書 3,841冊 小学校指導書 1,022冊 中学校教科書 1冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和6年3月11日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	株式会社石村集文堂	30,703,386円	決定 30,703,386円

※ 予定価格（消費税込み）は、30,703,386円です。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨 時 代 理 書

動産を取得したことの追認を得ることについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和6年8月21日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

動産を取得したことの追認を得ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

動産の取得について（追認）（案）

次のとおり動産を取得したことの追認を得ることについて、同意する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した動産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 29,022,933円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市中町2-5-3
有限会社内田屋書房
代表取締役 内田 喜貴 様 |

参考資料

1 取得した動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用教科書及び指導書	令和6年度の厚木市立小学校における学習 指導用に供するもの 教科書 3,520冊 指導書 1,041冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和6年3月11日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	有限会社内田屋書房	29,022,933円	決定 29,022,933円

※ 予定価格（消費税込み）は、29,022,933円です。